

公立大学法人横浜市立大学附属病院
保険調剤薬局整備・運営事業に関する公募型プロポーザル
優先交渉権者評価基準書

1 趣旨

本評価基準は、「公立大学法人横浜市立大学附属病院保険調剤薬局整備・運営事業に関する公募型プロポーザル」における優先交渉権者を選定するにあたり、評価委員会における審査及び評価の方法、基準等を定めるものです。

2 優先交渉権者の選定方法

(1) 選定方法の概要

優先交渉権者の選定は、評価委員会において応募事業者から提出された企画提案書及びプレゼンテーション形式によるヒアリングの内容について評価項目に基づき審査及び評価を実施し、総合評価点の最も高い者を優先交渉権者とします。

(2) 選定の手順

提案資格を有すると確認された事業者の企画提案書等を、評価委員会において審査及び別表に定める評価項目ごとに評価し、得点化します。

提案内容の評価に関しては、各項目の評価点を合計した得点を総合評価点として算出します。総合評価点は100点満点とし、評価項目及び点数配分は【別表 提案内容評価項目一覧表】のとおりとします。

なお、土地使用料点については、配点（15点）に当該提案使用料に対する最高提案使用料の割合を乗じて算出します。（有効桁数は、小数点以下第2位までとし、第3位は四捨五入する。）

土地使用料点 = (提案使用料 / 最高提案使用料) × 15点

ただし、提案土地使用料は近隣相場（月額255円/m²）を最低価格とする。

(3) 優先交渉権者と次順位者の選定

評価委員会は審査の結果、総合評価点が最も高かった事業者を優先交渉権者として選定し、次に総合評価点が高い者を次順位者として選定します。

なお、優先交渉権者に辞退があった場合には、次順位者と交渉することとします。

(4) 評価が同点となった場合の措置

総合評価点が同点の場合は、別表の評価項目のうち、「薬物療法提供体制の整備」「医療機関及び他保険薬局との連携」「地域医療への貢献」「土地使用料」「その他」の合計点によって優先交渉権者を決定します。さらに評価が同点となった場合には、評価委員の投票による多数決で決定します。なお、票数が同数の場合には委員長が決定します。

【提案内容評価項目一覧表】

評価項目	評価内容	配点
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の保険薬局運営に関する実績は十分か。 ・事業者の経営状況は良好か。 ・附属病院の敷地内保険薬局設置に関する方向性を十分に理解しているか。 ・事業を円滑に実施するための体制が整えられるか。 ・収支計画は事業遂行時に起こりうるリスクを想定し、十分な予防対策と発生時の対応を事前に検討しているか。 	5点
計画・運営	<ul style="list-style-type: none"> ・建設計画は妥当か。 ・薬局の開設時期は適切か。 ・事業収支計画は妥当か。 	5点
薬物療法提供体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・高度な薬学管理のニーズに対応可能な薬剤師の配置が可能か。 ・がん治療に関する専門・認定薬剤師資格を有する薬剤師を常勤で配置しているか。 ・麻薬の調剤応需体制を整えているか。 ・年中無休・24時間営業が可能か。 ・個室での服薬指導が可能か。 ・相談窓口はプライバシーに配慮した構造であるか。 ・混雑緩和や待ち時間短縮に対する工夫がされているか。 ・その他高度薬学管理機能に関する提案があるか。 	15点
医療機関及び他保険薬局との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内薬局利用者のうち、地域のかかりつけ薬局へ移行可能な場合については勧奨し、かかりつけ薬局へはFAX等で情報提供できる仕組みを構築できるか。 ・附属病院のカンファレンスやチーム医療にチームとして参加できるか。 ・処方内容の提案や副作用のフィードバックなど、医療機関と連携が図れるか。 ・附属病院など専門的な医療の提供を行う医療機関に対し、患者の薬剤の使用状況について報告できる体制を整えることが可能か。 ・附属病院が行う臨床研究への協力が可能か。 ・その他地域連携に対する提案があるか。 	15点

<p>地域医療への 貢献</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 薬剤師会（横浜市薬剤師会及び区薬剤師会等）への加入 ・ 無菌調剤室を整備し、地域の薬局との共同利用は可能か。 ・ 地域の薬局から薬剤在庫の確認や提供の依頼があった場合、適切に対処することが可能か。 ・ 附属病院と連携し、地域薬剤師へ高度・先進医療等に関する教育・研修を実施できるか。 ・ 研修室の面積や設備等はどうか。また、使用料は適正か。 ・ その他災害や健康危機管理に対する提案があるか。 ・ その他地域医療の向上に資する提案があるか。 	<p>15 点</p>
<p>災害時の対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 横浜市薬剤師会と横浜市が進める災害医薬品の循環備蓄等に協力が可能か。 ・ 災害時には附属病院が行う災害時医療（薬品の提供・薬剤師の附属病院への派遣等）が可能か。 ・ その他災害や健康危機管理に対する提案があるか。 	<p>10 点</p>
<p>土地使用料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配点（15 点）に当該提案使用料に対する最高提案使用料の割合を乗じて算出する。 $\text{土地使用料点} = (\text{提案使用料} / \text{最高提案使用料}) \times 15 \text{ 点}$ （有効桁数は小数点以下第 2 位まで。第 3 位は四捨五入する） 	<p>15 点</p>
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記以外に附属病院や横浜市立大学医学部、地域の医療機能向上に関する有効な提案があるか。 	<p>20 点</p>
<p>合計</p>		<p>100 点</p>